

協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第17回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年9月12日（金曜日）午後6時30分～午後9時15分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、井出崎小百合委員、河村律子委員、久保田美代委員、藏本信江委員、曾田元子委員、中村保男委員、中山美穂子委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、益田徳子委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員（18人）
欠席者	加藤結花委員、國吉正和委員、豊川智恵委員、西村美紀委員、福田嘉夫委員、若崎啓一委員（6人）
事務局	江藤協働推進課長、山田主幹、豊田主任主事、高橋主事（4人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 本日のプログラムの説明 3 条例素案（最終案）に対するパブリック・コメントについて協議 4 提言書について協議 5 今後のスケジュールについて 6 その他
内容	<p style="text-align: center;">【1 あいさつ】</p> <p><事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名</p> <p><辻会長> みなさん、こんばんは。 本日は17回目の市民会議になります。9月は、もう一回市民会議を開催して、条例素案の提言書を市長に提出する予定です。</p> <p style="text-align: center;">【2 本日のプログラムの説明】</p> <p>今日は条例素案（最終案）に対してのパブリック・コメントについての協議と、提言書の中の「はじめに」の部分や、条例の名称や考え方について坂本副会長が書かれたものなどについて協議していただきたいと思います。その後、今後のスケジュールについてお話します。もしかすると終了時刻が予定より長引くかもしれませんので、お仕事やご家庭の事情などがある場合は途中で退席されても構いません。</p>

【3 条例素案（最終案）に対するパブリック・コメントについて協議】

それでは、条例素案（最終案）に対するパブリック・コメントについての協議に入ります。今日は、私から一度説明した後でみなさんと議論したいと思います。

まず、【資料2】をご覧ください。これは8月1日から9月1日にかけて実施した条例素案（最終案）についてのパブリック・コメントの結果です。13名の方から43件のご意見をいただきました。パブリック・コメントについては、プロセス検討会議で協議した後で市民会議にかけるということになっていましたので、プロセス検討会議で協議した結果を【資料2】に整理しています。資料の一番左に番号を書いています。最後の番号が28になっているのは、同じようなご意見があったためです。その右側にパブリック・コメントで「いただいたご意見」、またその右側に「意見に対する市民会議の考え方」を書いています。この資料については事前に事務局からみなさんに送られていると思います。

これはプロセス検討会議で考えたものです。今からその簡単な概要、考え方などをお伝えします。

まずは1ページの番号1、「条文全体について」です。このご意見の要旨は、山口市に対する期待感、特にご本人の理想としては、中核都市をつくることを期待していますということを書いておられます。これは条例素案そのものに対することよりも、山口市全体のビジョンといえますか、中核都市の実現に対してしっかりと見据えてほしい、時代の方向性が市民に見えるまちづくり条例を願っているという内容です。

これに対してプロセス検討会議の考え方としては、「まちづくり」をそこまで考えるかどうかということ、基本的に今回の条例素案は、協働によるまちづくりということに限定しています。そのため、「まちづくり」の定義を「住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。」と規定しています。したがって、この方の言われている中核都市づくりのようなまちづくりということまで範囲を広げて捉えていないと考えています。右側の「意見に対する市民会議の考え方」の最後には、「ご意見のようなまちづくりは」、「めざすまちの姿を掲げている山口市総合計画に、“広域県央中核都市の形成”として謳われて」いるというように書いています。

それから、今日のご欠席の委員からもご意見をいただいています。前回の会議で、第4条の「まちづくり」の定義の中の「安心安全」という言葉を削らないで欲しいという意見が出ましたが、結果的には「市民は、まちづくりに参加する権利を有する。」と、条文を簡潔にしました。今回いただいたご意見は、そのことについてなぜ聞き入れてもらえなかったのかというものです。

基本的にはまちづくりというのは範囲が広いのですが、「安心安全」という言葉は専ら防犯などの狭い意味で使われている傾向にあるので、そこだけではないということも考慮しています。「まちづくり」を「住み良い豊かな地域社会をつくるための取組」と定義づけているので、「住み良い」、「豊かな」という言葉で「安心安全」という意味合いを含

んでいます。つまり、安心安全な生活環境を目指しているという意味は当然入っていますから、「安心安全」などの言葉だけを出すと同様のケースが出てくることになり、条文としては相応しくなくなります。また、生活環境という言葉に「環境」があるからといって、決して公害などの問題に関する「環境」を示しているわけではありません。

いずれにしても、第4条というのは市民の権利を謳っている条文ですから、まちづくりの内容を記載することに重点を置いているわけではありません。

したがって、プロセス検討会議としては、これまでどおりまちづくりの定義を「住み良い豊かな地域社会をつくるための取組」として、第2条の【条文の説明】に「安心安全」という言葉を入れて対応するという意見になりました。

【資料2】のNo. 2のご意見は、いわゆる任意団体である自治会、町内会、子ども会、老人会、あるいはPTAとかいうものが、地域住民に強制加入を強いるのではないかと、いうことを危惧されている方からのものです。これに対して、プロセス検討会議の考え方を右の欄に書いています。決して、強制的に加入しなさいということは謳っていません。市民の権利とか、市民の自立性、主体性ということを言っているわけですから、強制加入というようなことが出てくる内容ではないということ、分かっていたかと思えます。市民がまちづくりに主体的に参加してほしいというものを謳っているものであって、決して参加していないからといって不利益を受けたり、参加を強制するものではないということを第5条の市民の権利の【条文の説明】にも書いています。

次にNo. 3ですが、このご意見の最後には「私には、地域コミュニティに行政サービスを丸投げする意図しか見えてきません。」という一文があります。この条例素案では補完性の原則というものを謳っています。市民と市又は市民同士が持っている能力などをお互いに補完し合いながら、より良いまちづくりをするとしていますので、行政が一方的に自分たちに都合よくできるものにはなっていません。これは私の考え方ですが、みなさん前向きになられたほうが良いと思います。行政にも当然前向きにやってもらわないといけませんし、決して行政側が地域課題の解決を地域に押し付けているわけではありません。むしろ、市民も市もお互いが知恵を出し合って、地域だけではできないことにみんなで取り組んで良いまちをつくっていくという、お互い協力し合ったり、連携し合ったりするための仕組みをつくっているものから、行政サービスの丸投げとは違います。

次のご意見は、市民の定義についてです。No. 4からNo. 11までが全部市民の定義に関することで、市民は市内に住んでいる人、税金を払っている市民に限定すべきだというご意見です。これは同じ意見をお持ちの委員もおられましたから、これまでもこの市民会議で議論してきました。プロセス検討会議で再度協議したのですが、やはり山口市でまちづくりをしようとしている人は、いわゆる居住している市民だけに限らないという現実をまず知らなくてはいけないということになりました。

先ほど会議の前に他の委員と話をしていたのですが、やはり山口市は県都ですから、県内の色々なところからたくさんの方が来られます。都市規模の割にはそういった方が非常に多いと思います。東京などは首都圏ですから人が集まりますが、山口市はそういった機能が集中的に集まっているところではありません。しかし、県都ということで人が集まってきます。そういうことを考えていくと、実際に色々な活動をされているわけですから、それを居住ということだけでくくってしまいますと、私たちが今考えているまちづくりというのはスピードが落ちてきます。プロセス検討会議ではやはり山口市はまちづくりに関しては市民の定義を広く解釈するということになりました。もちろん、居住している人とそうでない人とで順位はつくと思います。全員が市外の人で構成された団体で、趣旨と異なるようなことをされる団体が出てきたときには、条件付きの条文に見直されるなどあるかもしれません。

この意見を出された方は、特殊な方たちが市民活動と称してこの条例を悪用するのではないかということに危惧されているのかもしれませんが、つまり性善説にたち過ぎているのではないかということですね。しかし市民と行政の協働によるまちづくりを検討していく会議においては、そういう悪を前提に考えていっては考え方などが狭くなります。狭く捉えるとまちづくりに発展性がないと思います。やはり今までどおりの趣旨でいくべきで、市民の定義は基本的に間違っていないということがプロセス検討会議での回答案です。

次に第2条の地域コミュニティの定義について、自治会は大きな役割を担うので単独で規定してほしいというご意見をいただきました。自治会が大きな役割を担っているということは十分理解しているのですが、地域の中には自治会だけでなく、子ども会や老人クラブ、PTAなど、様々な活動をしている団体があります。その中で自治会だけを特別に出すことは条例としては難しいのではないかと思います。同様の意見を委員の一人からいただいておりますが、【条文の説明】で書くことはできると思いますが、条文の中に自治会だけを出してしまうと、一つひとつ全部出していくというスタンスの条例になってしまって、難しいのではないかと思います。

そこでプロセス検討会議の回答案としては、【資料2】にあるとおり、地域コミュニティのままにさせてもらいたいと思います。その中で自治会も地域コミュニティというかたちの中で十分活動できますし、今まで以上に活動がしやすいような謳い方になっていると思います。あえて自治会だけ出すというのは控えたいと思います。

次のご意見は第4条の「市民の権利」についてで、あまり権利について出してしまうと権利の濫用を招いてしまうのではないかという内容のご意見です。「権利ばかり保障されていて、クレーマーばかり増え、権利を行使すれば市の行政が停滞するのでは。権利保障の条項は削除すべきです。」という意見もありますが、市民の権利というものは、21世紀型の市民の活動には不可欠な要素だと思います。責務というところが薄らいでいるので、おかしくなっているのだと思います。本当は権利というのは責務と付帯して

存在するはずなのですが、どうも誤解を招いているところがありますね。私としても、市民の解釈が非常に広がっているということ、その市民にこういった権利が謳われているということから、パブリック・コメントでご意見くださった方が、ある種乗っとられるのではないかというようなことを危惧されることがわからないでもありません。しかし、実際に市外からまちづくりをしに来られている方も多いわけですから、市民を広く捉えて、その方たちにもまちづくりにおける市民の権利を認めるというのは、今の時代の中で当然あるべき姿勢です。その中で先ほど言ったようなご意見もあるわけですが、これを回避しようと逃げてはいけません。これに向かっていって、その人を変えていくぐらいの努力をしていかないと、本当の意味での市民社会というのは出てこなくなるのではないかと思います。市民が自立して本格的な市民社会をつくっていくということ、行政と市民、また市民同士がお互い手を取り合って補完性を原則に基づいてまちづくりを行っていくということは当然のことですので、第4条の市民の権利の規定は不可欠なものと思います。プロセス検討会議でも、自治体は市民の意思や参加に基づいてその運営が行われるべきであり、それが意味では住民自治の考え方であるので、この趣旨に沿ったかたちでやっていくべきということでまとまりました。つまり、この権利の部分は現状のとおりと再確認し、変更する必要はないという提案です。

No. 17は、参画機会の確保について、その方法をパブリック・コメントしか定めていないのは不十分というご意見です。プロセス検討会議の考え方としては、第17条第2項で「参画機会の確保に努める」と規定しているほか、第19条で附属機関の委員として市民が市政に参画することも謳っていることから、パブリック・コメントしか謳っていないわけではないということで、回答案をつくっています。

No. 18は附属機関等の委員についてですが、この中に議員の参加があってもいいのではないかというご意見をいただきました。地方自治は、住民により選ばれた執行機関である市長と議決機関である議会の二代表制間接民主主義を採用しています。したがって、執行機関である市長がその附属機関の委員を選任するわけですから、そこに議決機関である議会の議員が入ってくるのは本来的にはいかがかと思えます。特に今回の場合はまちづくりについての委員会、そこに議員が入ってくる必要があるかどうかですね。二代表間接民主主義の中では議員は一般的に市長の附属機関である委員会に入りません。入る場合もあるのですが、それは法令に定めがあるなど特別な場合です。このまちづくりに関しては、まちづくりの主役である市民によってなされるので、議決機関である議会の議員が入るよりは、議員でなくて一市民として入ってきてもらわないとあまり意味がないと思います。そこで条文は現状のままということで回答案をつくっています。

No. 19も、推進委員会には議員も入れたほうが良いという、先ほどとほぼ同様の趣旨のご意見です。これは市長の附属機関である委員会ですので、そこに議決機関である議会の議員が入ってこられるのはということで、これも議員の方は入れないということで

提案しています。

今回の場合は、山口市議会でも議会に関する条例の研究なさっているということも理由の一つとなり、あえて入れることはしないという結論になりました。そのあたりでNo. 18、No. 19について議員を入れないということで回答案をつくっています。

次のNo. 20からNo. 22は、第27条の条例の尊重というところで、「最大限に尊重する」という規定は不要ではないかというご意見です。当然条例というものは最大限に尊重するものであるから、書く必要はないということなのですが、やはりまちづくりに関わるような主体が条例の趣旨を理解して行動することで条例が高まっていくわけです。ですから、条例の中にこうしたことを謳うことで、両者が非常に前向きになって、意欲的になるということ謳っているわけですから、現状のままということで提案しています。

No. 23は条例の見直しについてのご意見です。「必要に応じ見直しを行うという条文自体不要です。どんな条例も必要ならば見直します。」というご意見ですが、これは市民のためにつくっているわけですから、市民が見守り育てる条例であり、市民が主体的につくり、見直すということをあえて明示的に規定しています。

No. 24ですが、「見直しについては、きちんと5年ごとに見直すすべき。」というご意見です。条例の趣旨からすれば、このようなきちんとした期間を設ける必要はないと思います。絶えず条例を点検するという姿勢を出していけば良いわけですから、これもNo. 23に対する回答と同じように、あえて明示的な規定を置くことで見直しもあるということ、「市民が見守り、育てる条例」を目指すということを喚起する意味合いでも、現状のままということで提案しています。

No. 25からNo. 28までは議会に関する質問です。議会の機能について規定すべきというご意見で、この市民会議でも何回か議論したのですが、議会に関してはもともと議会制民主主義の中の一つの大きな機関が議会であり、その機関の議員は市民が選んでいます。その議会の役割についての規定は、いわゆる自治基本条例なら別ですけれども、今回の市民会議で検討している条例素案は、市民と行政の関わりを規定している協働のまちづくりについての条例素案ですから、議会の役割については規定していないということです。

以上が、ご意見に対するプロセス検討会議の回答案です。条文の文言は何も変更はしていないということです。何かご意見はございますか。

< A委員 >

今の会長の説明のとおりで、十分だと思います。フォーラムやテレビ、インターネット等で色々市民のみなさんに広く条例素案を掲げて理解をしていただくよう努めている

わけですが、なかなか浸透しないのは当然だろうと思います。行政サービスを丸投げする意図しか見えないというような言葉で表されるようなことではないと思いますが、これは結局理解が浅いということで、市にも市民会議の委員にも責任があると思います。しかし、ご意見を見ていきますと、5、60年前の考えがそのままあるような気がします。悪く言うわけではありませんが、世の中というのは変わっていきますから、意識のテンポの速さが違うように思います。

次の市民の定義についてですが、私は会長のおっしゃるとおりだと思います。質問そのものが良いとか悪いとかではなくて、わからないからこういった意見が出てくるのだと思います。居住していない人たちを市民として権利を与えると困ったことが起こるといようなことを考えておられるようですが、私は決してそのようなことはないと思います。協力していただけるということ、山口市の一面を支えていただけるということをポイントにこういった解釈をしていることへのご理解が薄いように思います。なので、市民の方に、山口市のまちづくりに関わりを持ちたい方には開放的な姿勢であるこの条例を、もう少しPRしたほうが良いと思います。

それから自治会のことですが、自治会の現状というのは、積極的な活動をしているところと、活動が停滞しているところがはっきりしていて、停滞しているところの方が多くなっています。そうした中で自治会のみなことでは少し調子が悪いのではないかと思います。ですからこの条例素案に謳ってあること、また、「意見に対する市民会議の考え方」にあるとおりで私は良いと思います。

附属機関等の委員に議員も入れるかについて、これは会長もおっしゃいましたが、議員としてではなくて、一市民としての参加というのが大事なことであり、私はやはりこれに尽きると思います。

その次のNo. 23、No. 24ですが、「5年ごとに見直す」ということについて、一応市民会議の中では、期間は設けないということでまとまっているわけですが、「期日を設けないのは、ある団体のやり方であり、公平でない。」というご意見は、私の見た感じでは、革新的な考え方ではないかなと思いますし、「期日を設けない」団体というのは、保守的なところがやっているという感じもします。これは私の考え方ですので、みなさんの考え方ではないと思いますが。そういったことで、ここの「意見に対する市民会議の考え方」にあるとおりで良いと思います。

以上です。会長のご意見と変わらないと思います。

<社会長>

ありがとうございました。

今のA委員のご意見がみなさんの総意を代弁しているということで了解させていただ

いて良いでしょうか。

《異論なし》

<社会長>

では、休憩に入ります。

～休憩～

【4 提言書について協議】

<社会長>

それでは、会議を再開します。

提言書（案）についてということで【資料3】の「(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案に関する提言書（案）」をご覧ください。提言書というかたちになっていますので、条例素案の前文より前に、「はじめに」や「条例の名称、考え方、体系図」、最後には「参考資料」を載せています。ここについて検討していただければと思います。

まず目次があって「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 条例の名称、考え方、体系図」があります。次に「Ⅲ (仮称) 山口市協働のまちづくり条例素案」がありますが、ここの内容はこれまで検討してきたものから変更していません。そして「Ⅳ 参考資料」がついています。

「Ⅰ はじめに」のところと、「Ⅱ 条例の名称、考え方、体系図」については、私と坂本副会長で作成しています。

それでは、「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 条例の名称、考え方、体系図」について検討していただければと思います。

「Ⅰ はじめに」は3ページにあります。この中で、【資料3】の中で一部「定例会議」という使い方をしている部分がありますが、統一して「全体会議」という名称に修正し、統一したいと思います。それから、経過と思いを書き、これをどんなかたちで使ってほしいということで締めくくっています。

「Ⅱ 条例の名称、考え方、体系図」に関してで、「条例の名称は『山口市協働のまちづくり条例』として提案いたします。」としています。表紙にある名称と違っているのは、もともと市長から依頼されたのは「(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案」に関する提言だったのですが、私たちが取りまとめた素案は「協働のまちづくり条例」の素案でしたので、こういった書き方をしています。

そして「条例の考え方」として、「まちづくりの主体は市（行政）である、という考え

方が根強く残っているが、これからのまちづくりは市民と市がお互い持っている力や特徴を理解し合って、地域社会のパートナーであることを認め合って、お互いの役割を分担しながら連携して取り組む必要がある」としています。また、こうした「市民と市が一緒になってまちづくりを進めることによって、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会ができる」ということを書いています。そして、「このたび『まちづくりの主役は市民である』という考え方のもとに、「市民」と「市」が、地域社会の諸問題に協働して取り組むためのルールや仕組みを明らかにするものとして、この条例を制定することにしました」と書いています。

そして、その中の特徴である地域コミュニティと市民活動団体について、それを協働のまちづくりの主体として明確に位置づけ、その公共性を明らかにしている点に特徴があると書いています。そして地域コミュニティと市民活動団体について説明し、それぞれがどういう役割を担っているかを書き、今後こういった団体活動を生かすことによって、まちづくりをより良くして、まちづくりに参加することの楽しさと充実感をより深く体験することができるような、そういうものにしていけないのでしょうかということを書いていきます。

その次のページには条例の体系図を出しています。

以上の中で若干変更したい点があります。市民の定義を広げた理由について、今回のパブリック・コメントでご意見をいただいたこともあって、市民の定義について追記して、詳しく説明させていただきたいと思います。

それから、「条例」という言葉を使っている箇所がいくつかあると思いますが、これを全て「条例素案」に修正したいと思います。実際には市長に提言書として提出して、それから議会にかけられるわけですから、この提言書の中では「条例素案」に統一したいと思います。

それから「条例の考え方」の10行目の「この条例を制定することにしました」という箇所ですが、「この条例素案を取りまとめました」と修正したいと思います。

33ページには「参考資料」を加えています。まず「山口市協働のまちづくり市民会議設置要綱」を掲載して、その次の34ページに「山口市協働のまちづくり市民会議委員名簿」を載せています。公募委員でない4名はそれぞれの立場上出た人たちですから、備考の欄に所属などを載せています。35ページには「これまでの取り組み」を載せています。どれくらい時間を費やしたかということで時間帯も入れています。提言書提出までにあともう1回会議がありますから、全部で18回ですね。地域フォーラムや中間案や最終案に対するパブリック・コメント、市民活動推進支援評議会との中間案に関する意見交換などを入れています。36ページにはプロセス検討会議や調整会議、フォーラム準備班会議などのその他の会議の開催日を入れています。

最後の37ページには「市民会議の会議構成」を入れています。いろいろな会議をしてきましたので、その中でどういった班構成をしたとかというような、ちょっとした全体像がわかるように書いています。

以上ですが、何かお気づきの点等ございますか。これはたたき台として書いたものです。特に「Ⅰ はじめに」のところと、「Ⅱ 条例の考え方」は私と坂本副会長で、みなさんの思いを中心に書いています。ワークショップをしながらやってきて、どんなに努力してきたかということも込めているつもりですが、やはり抜けているものもあるのではないかと思いますので、その辺りで、ご指摘などあれば教えていただきたいと思います。

< B委員 >

私は最初にこれを読んで、誰がまとめられたのかなと思っていました。こんな風に短い言葉で分かりやすくまとめられたのは素晴らしいと思って見ていました。ありがとうございました。

< 渡辺副会長 >

プロセス検討会議ではここは真っ白でした。「Ⅰ はじめに」は会長がまとめられました。「Ⅱ 条例の考え方」を書かれた坂本副会長も、一度作られたのですが、やはり特徴をもう少し詳しく書きたいということで、ご自身で作り変えられました。

それから市民活動についてですが、先ほどのパブリック・コメントの中には「市民活動」を「市民運動」のように捉えられているように思うものもありました。

いま私は「山口市市民活動支援センター さぼらんて」（以下、「さぼらんて」。）で市民活動というものを取りまとめているのですが、市民活動にはそれぞれテーマがあります。タイの少数民族の支援であるとか、チェルノブイリの被災地の支援などというものもあります。またアレルギーを持った子を持つお母さんの支援など、一部の人だけの支援であるように見えるのですが、私たちはいつも公益性というところで、それが広く市民にどんな効果があるかというところを、さぼらんてが支援している団体には大切にしてもらっています。国際的な視野を持つ市民が増えていくとか、世界の課題を自分のことのように思える人が増えていくとか、アレルギーのことであれば、食に関心を持つ人が増えていくとか、成分表示に興味を持つ人が増えていくとか、そういったところを意識してもらっています。市民運動といったものではなく、自分たちで責任持って動いていくようなかたちなので、全く警戒する必要はないと思います。また、さぼらんての支援の仕方は、ネットワークも大事にしているので、権利主張型の団体は自然に淘汰されていくような仕組みになっています。

もちろん、さぼらんてが直接支援していない市民活動団体もありますが、さぼらんてが関わっている団体は、本当に相手を尊重して進めていくような団体です。次世代を見据えて、何とかまちをよくしていきたいというところは太鼓判を押していきたいです。

また、今、民間の財団などでも、市民の力をつけていくために調査、研究にあてる費用を出していこうというところも増えています。それを上手く使えば、行政のお金、つ

まり市民の税金以外でも山口市を活性化することができると私は思っています。

< C 委員 >

特別ここの箇所がどうこうというのはなく、全体に読みやすく、協働ということへの取り組みが短い文章の中でよく伝わるようにできていたので、ほっとしたところがあります。ただ、パブリック・コメントでいただいたご意見を読んだときに、これが山口市の現状だということに改めて思いました。でも、この意見は保守的だと言い切りたいのですが、これはまだまだ多くの人の意見だと思います。この条例素案は分かりやすく伝わりやすいと思っていたのにこういう意見が出るということは、そういった意見の方がまだたくさんおられるということです。どうすれば、この条例によって新しいまちに変わっていくという可能性や夢が伝わるのだらうと思います。ここでいただいたご意見は一度受け止めて、だからこそ、山口市はこう変わりたいんだということ、いま会長が説明されたことがどうしたら伝わるだらうと思っています。条文に書き加えたほうがいいのか。パブリック・コメントで出したのに、一つも通らないと思われるのだったら、何かのかたちで、この人たちの意見を市も市民会議も聞いて、委員がじっくり考えた上で、やはりこの条文のままで良いということになったことを伝えるのがいいのか。その方法に何があるのだらうと思っています。

これは私たちのこれからの取り組みの第一歩だと思っています。

一つの案としては、私たち委員の一人ひとりが、まちの中でその意味を伝えていくという方法があると思います。また、事例を一つひとつ作っていくということもあります。そして、(仮称) 協働推進プランの重要性というものが改めて問われると思います。

私たちはやっとスタートラインに立ったので、この条文をこのままにしながら、市民に理解していただけたらと思っています。頑張りましょう。

< 社会長 >

ありがとうございました。

実はこの前、ある市で民生委員の方たちの研修があり、そこで NPO の話になったのですが、民生委員の方が NPO のことを知らなかったと言われるんですよ。そのくらいに今、急激に社会が変化していて、私や渡辺副会長さんがやっておられるような NPO のような市民活動はどういうことをしているかということが知られていないのです。そのため、市民活動と聞くと市民運動団体のような、まるで自分たちの意見を通すためにやっている活動のようで、誤解する人がいるということです。

今回のパブリック・コメントも、市民活動を知らないが故に出てきた意見がほとんどですよね。ですから先ほど A 委員が言われたように、やはりもっと知らせていかないといけないと思います。まず、今の市民活動だとか、D 委員も非常に立派な地域コミュニティ活動をされていらっしゃるんですが、こんなことができるんだということを知らせるということ、これがこれからこの条例ができてからの私たちの役割です。できれば山口市民一人ひとりにわかるぐらいにしていきたいですね。

実は私は昨日徳地に行きまして、過疎といわれる地域を見ました。かつては30人ぐらゐの集落だったのですが今では8人になってしまっていて、全世帯が2人所帯で、その中の数軒は子どもが毎日防府からやってきているということでした。中には2人とも障がいのある方で、一人はやっと歩ける程度で、もう一人は寝たきりに近いという世帯もありました。現実にはそんな地域もあります。先ほど他の委員と話をしている、地域コミュニティの元気なところが連携してそういった地域を支援するということができたらいいと思いました。

徳地は農業をしている地域ですが、段々と農業もできなくなります。今は地域の人が自分で農業をされていますが、それもあと5年もすれば完全に動かなくなるという非常に深刻な状況にあります。そのときに何か同じような農業地域とか農業集落がサポートする、場合によってはNPOのような団体が支援に入って、足りないところを補強してあげながら、地域を何とか息づかせる、できたら若い人が入り込んででも支援できるようにしていったらいいのではないかと、この協働のまちづくりの市民の活動と結びつくなということ、会議が始まる前に話して思いました。

立派に地域コミュニティ活動をしてられる地域もありますが、通常はほとんど自分たちの地域に関してだけやっていらっやいます。自分たちの地域のことをした上で余った力を、別の地域コミュニティと連携して補足するとすごく助かると思います。しかし「手伝いましょうか」と近づいてきた人たちを、知らない人たちだから警戒して断るところがあると思います。そこで、私たちがこの条例素案をつくったあとは、実際に動かしていくための(仮称)協働推進プランが本当に大事になると思います。

<渡辺副会長>

市民会議でも議論になった中間支援の機能というのはそれぐらい広がっていくと思います。事前に情報を受けておいて、例えば他の地域や子育てママなどに情報を流して、そういう輪をつくっていくというのが中間支援の機能になると思います。とても幅の広い機能だと思います。ここで話していただいても、とても楽しみだと思いました。

<辻会長>

ここで話しているだけでもアイデアは湧きますね。

<D委員>

この24人のメンバーを誰かが見たら、本当に他の委員会のメンバーとはまるで違うと思われると思います。私はこの会議にはときどき欠席したりもしましたが、熱心によく続けていただいて、いい素案ができたなと思っています。

この中で自治会という言葉がこのパブリック・コメントにも出てきますけど、実際にはみなさんが思っておられるほど充実した活動ができる自治会は恐らく全体の2割あるかないかだと思います。実際は、市報の配布だけは一生懸命やるけど、ただ任期が過ぎればいいというような感じで、ちょっとした問題が起きてそれを解決しようというよう

な考え方の自治会は恐らくわずかだと思います。ほとんどが、ただ自分の任期を消化するだけで、今はそんな世の中になっています。結局、最後まで責任もってやり遂げるというような考え方を持っている人が非常に少ないですね。私もいま自治会長になって6年目になりますが、一生懸命やろうと思って、引っ張っていこうと思っても、4分の1くらいの人の興味はひいても4分の3の人からは適当にやらせとけという感じになっていますから、そういうのが実態なんですよ。

みなさんもどこかの自治会に属されているわけですから、この条例素案づくりの経験を生かしていただきたいと思います。自分たちのまちをどうやって自分たちで住み良いまちにしようかという考え方の役員は本当に少ないです。悲しいものです。ですから、この条例素案づくりを経験したということや、条例素案をつくる過程で話したいろいろなことを、友達などに話して、この考え方を広めていっていただきたいと思います。そして、この条例素案を生かしたまちづくりができることを私は期待しています。そういうところから始まっていくと思います。

残念ながら市の職員の中でも、しっかりしたい条例ができたから、私たちも協力して一生懸命やらないといけないと思う人は5パーセント以下かな。3パーセントもいかないのではないかと思います。市の職員さんもここで一つ考えていただけたらと思います。NPOなどを立ち上げていらっしゃる方もしっかり考えていただきたいというのが、私の意見であり、お願いです。

<社会長>

私も、この24名が集まって本当にいいものができたと思っています。本当にこれを身のあるものにしていくには、D委員が言われたように関わり合いながら変えていくということが大切ですね。

まちづくりというと、企業を誘致したら雇用の場が広がって若者が増えるという議論がすぐ出てくるのですが、まちをものすごく住みやすくして、みんなが元気で一生懸命明るい顔して過ごしている地域がもしあれば、人はそこに住みたいと思います。そしてそういったところには文化が育ってきます。文化が育ってくると、こんなに文化があり、しかも自然もあるところに住みたいと都会の人は思います。そしてその最終段階で、「うちの企業も世界的なシェアでやっているけど、やはり従業員は文化度の高いところに住みたいだろうから山口市に移ろうかな」というような話になるんですよ。ですからよく工業団地をつくったから、そこに来たら税金安くしますよ、ということで誘致したりしますが、手法としては人の組み合わせと言いますか、団体を変えていくことからまちづくりをすれば、最後は企業が来るということもあり得ます。

今回の私たちの協働のまちづくり条例素案というのは、市民がより活動しやすくお互い元気に地域の中で暮らしていこうということで進めてきました。今、一人暮らしをしている人で、生活が心配で、生きているのも嫌な人もおられますが、やはり生きていてよかったということをもみんなで言わせるような、そんな社会づくりをこの条例の中から生み出すということです。

先ほども言いましたが NPO という新しい団体というのは知られていません。地域のこと詳しい民生委員の方々も、初めて知った、話をしてもらって有り難かったというようなことを言っておられました。知っている人は非常に詳しく知っているのですが、多くの市民はほとんど知りません。それが現実なんですね。

自治会も、本来は住民が集まって近隣同士で助け合っていくわけで、その中で民主主義が生まれてくるというのがアメリカの考え方です。アメリカのデモクラシーというのはもともと近隣組織から出来上がってコミュニティが出来上がるという考え方なんですね。そのような考え方など分らずに、ただアメリカの制度的なものを取り入れたらいいという話がありますが、アメリカの制度はそこから出来上がっているわけです。そしてそれは人類共通に必要なものなんですね。そこあたりを、日本では自治会という強制的に加入させられるような、あんな非民主的なもの入るかというようなことを考えていますが、それこそが民主主義の出発点なのです。子どもたちも、親たちがそこで地域を良くしようと考えているわけですから、政治を分かって、政治に参加しないといけないとか、政治を大事しないといけないという気持ちになるんです。本当にこれを生かしたいと思っています。

他にご意見ございますか。

< E 委員 >

一つは【資料3】の4ページのところで、「条例の考え方」の「市民活動団体とは」という箇所なのですが、その「社会貢献活動を行う団体」という説明が少し弱いように思うので、「社会課題の解決を目指して活動する団体」という表現に変えてもらったほうがいいのかと思いました。

それと、ぶり返してしまうかもしれないのですが、条文から外れてしまったのですが、同じく「条例の考え方」の「これからのまちづくりは、「市民」と「市」とが」というところに、できれば「対等な立場で」という言葉を入れてもらえると嬉しいと思います。条文から外れたときには、まだまだ市民が行政と対等な立場にいくまでに至っていないので、入れない方がいいのではないかとということでしたが、理念的にと言いますか、話し合う時点では対等ということ、まだまだレベル的には低い市民ですが、気持ちは対等な関係で話し合えたらなと思います。私たちも足りないところがたくさんあると思うのですが、そのときは、おかしいところはおかしいとストレートに言ってもらえた方が逆に私たちも分かると思います。それこそやはり言ってくれる方が対等ではないかと私は思います。できれば、その辺を加えてもらえると嬉しいです。

< 坂本副会長 >

これは第2条の定義で規定している「自主的な社会貢献活動」という表現をそのままもってきました。【資料3】の8ページに「営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動」にありますよね。これをそのまま使っているということです。

社会貢献という言葉よりも、社会課題の解決を目指すという方がより積極的なイメージ

ジが出てくるということでしょうか。

< E 委員 >

そうですね。

< F 委員 >

いま E 委員がおっしゃったのは、能力などは違うと思うのですが、立場は対等であった方が良いのではないかということだと思います。能力はもちろん違うこともあると思います。

< 坂本副会長 >

今のところは4ページの「条例の考え方」の中の2段落目の話ですよ。その2段落目には、「地域社会を支えるパートナーであることを認め合い」とか、「適切な役割分担のもとに、連携して」という言葉があって、その中にある程度「対等性」ということは含んでいると思っていますが、あえて出した方が良いということでしょうか。これだと少し位置関係が分かりにくいというか、もう少し表に出した方が良いということでしょうか。

< C 委員 >

E 委員の意見に補足をします。

これは一般的な条例なので、伝わりやすいかたちにするとしつこくなってくるとは思いますが、他にない、山口市民がつくった条例素案なので、少くさい文言を入れても良いと思います。対等という言葉を書いた上で、市民と市ということ表現してもらえると、さらに良い条例素案になるように思います。市民活動をしてきた中で、協働ということに取り組んだときに、お互い対等だということが必ず出てきていたんです。それは改めて向かいあえるという、支えになるような言葉である気がしました。ご検討をよろしくお願いいたします。

それから市民の定義に関連することなのですが、この前 YCAM で活動したときに、地域的に広い範囲でボランティアが入ってきました。そのボランティアの方たちの中には、山口市に定住された方もいます。山口市が好きだということで、本当に県内、全国から山口市に来られているので、広い範囲での市民の定義は本当に有り難いと思います。

その上で「対等な立場」という言葉があれば、もっと良いと思います。よろしくお願いいたします。

< 渡辺副会長 >

E 委員は「共に汗を流す」という言葉を削除することに関しては譲歩しています。

ただ「対等」という言葉を以前話し合ったときには、逆に市民の方が不利になるのではないかという話も出ていました。

< C 委員 >

どういう風に不利なんでしょうか。

< 渡辺副会長 >

能力は違っていいと言われるけれども、それをそうとらないで、市民の側に同じようにやってもらわないと、能力を上げてもらわないと困るとか、そういう風にとられる場合です。それはグループワークで話し合ったときなのですが、グループの中の委員の一人がそういったように捉えておられました。そういう捉え方もあるのかと思いました。だとしたら、定義の中に「お互いを尊重する」という言葉があったので、今回は外していいかなと思いました。

協働を進めていく上で、私たちが考える対等はこの意味ということを通じて普及させていくために使っていくという手は、例えば（仮称）協働推進プランに入れていくということであるかなと思います。

難しいでしょうか。

< 社会長 >

少し検討させていただきたいと思います。

< D 委員 >

「対等な立場」という言葉を入れるのは、常にクレームをつけるクレーマーにとっては非常に都合が良いかもしれません。私はこの「条例の考え方」の中の「これからのまちづくりは、「市民」と「市」とが、相互にその特徴を理解し、地域社会を支えるパートナーであることを認め合い」という文章が、既に対等を意味していると思います。その後の「「市民」と「市」が一緒になってまちづくりをすすめることによって、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現できる」という文章も対等というか、ものすごく大きな意味合いが入ってきていますよね。だからあえて入れる必要はないと私は思います。

< 社会長 >

あくまで特徴を理解するための「対等な立場」という話で、こういうときは、本当は異質な方が良いと思います。お互い違うということを確認合うということです。もし入れるということであれば「パートナー」のところを外さないといけなくなると思います。

< E 委員 >

会長がおっしゃる「対等」と、私が思っている「対等」は何か少し違うように思います。上手く表現はできないのですが、「同じもの」とか「同等」という意味ではありません。やはり能力はそれぞれ違うと思います。だけど、話すときは同じ土壌の上で、上か

ら目線ではなく、もう少し話し合いができるよというか、上手く表現できないのですが、「同等」という意味ではないんですよ。

< 社会長 >

それは「パートナー」という意味には入っていないのでしょうか。「パートナー」というのは、普通は極めて難しいですよ。本当に対等でないと「パートナー」というかたちはできなくて、この「パートナー」という言葉を外さなくてはいけなくなるのではないかという感じがします。同じ意味の言葉を使うことになりますから。

< G 委員 >

少しよろしいでしょうか。

【資料3】の10ページの【意見等】の「協働」の定義について」というところに、「協働する上で重要なことは、「一緒に汗を流すこと」とあります。今の「対等」という言葉を入れてほしいとおっしゃった方のどなたかが以前、「一緒に汗を流してほしいんですよ」とおっしゃったと思います。ここにそういう言葉も盛り込まれているので、「対等」という言葉をいれなくてもわかっていたのではないかと思います。「一緒にテーブルにつくこと」、「一緒に働くこと」というのもありますね。それではまだ、今おっしゃった意味を表現できていませんでしょうか。

< E 委員 >

そこまで読み込んでもらえれば分かってもらえると思いますが、4ページの「条例の考え方」というところで、そういう言葉を出していてもいいのかなと思いました。

< G 委員 >

条文に入っていない言葉というのはたくさんあるし、条文の中では思いを全て表現していないと思います。そのため、これを説明に入れましょうとか、補足しましょうなどということで大分補ったと思います。だから、やはり市民のみなさんに知ってもらうように、そこまで読んでいただくように説明していかないと、本当の意味をわかっていただけないと思います。さっきC委員がおっしゃったように、パブリック・コメントで出てきた意見というのは片寄っていて、本当に私たちの思いとは別のとり方をしてらっしゃると思うのですが、それは決して見逃してはいけない意見であると思います。今からの具体的なことを出していく中、もしくは条例を知っていただく中で、そういうことを分かっていたくようにしていくことこそ、一番必要なことではないかなと思います。

< B 委員 >

今の「対等」ということなのですが、私も今ここであえて「対等」という言葉を出すことはどうなのかなと思います。文章の前後のバランスを考えてみると、「対等」という言葉が少しきついのではないかなという風な感じもします。

以前、対等という言葉はどこか【意見等】のところにに入れてくださいということで、13ページの下の部分の【意見等】のところに『協働』のあり方については、議論を重ね、様々な意見がありました。」とあって、その下の4番目のところに「協働を進める上で「対等」の関係が重要であるが」という言葉も入っています。また、同じく13ページの【条文の説明】の3行目のところに「協働によるまちづくりを進めるにあたっては、相手を尊重し、理解することが重要になります。」という文もあります。もしそこを「対等」という言葉に置き換えるという話であれば、「対等」ではなくて、その他の「特徴を理解」とか、「尊重」という言葉で置き換えてはどうかと私は思います。

< A委員 >

いろいろお考えが違うのは当然だと思いますが、ぼちぼちまとまらないといけないと思います。

「対等」という言葉が出ましたが、確かこの言葉については協議しました。力関係でいくと、市民と行政が対等であるというようなことはまずあり得ないと思います。しかし、一般市民と専門的なノウハウを持っている方との関係だからというのではなく、立場としての「対等」ということが重要なんです。力関係ではないんです。

「対等」と入れると、何か誤解される感じがするというので、これは言葉としては適切でないのではないかという結論に至りました。これは確か私たちの班で話し合ったときの結論だと思います。以上です。

< 渡辺副会長 >

実は横浜市の「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」の「協働の原則」で一番にきているのが「対等の原則」なんです。そのあとに「自主性尊重の原則」、「自立化の原則」、「相互理解の原則」、「目的共有の原則」、「公開の原則」がきています。でもこれは中身を読んでも、「上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩」とあります。坂本副会長の案には「パートナー」という言葉が入っています。これは横の関係ということですね。E委員が言っているのはここに入れてほしいということなのですが、ここには意味合いとしては入っているととれます。

< 社会長 >

パートナーという言葉に意味合いが入っていると思います。二重に書いてしまうことにもなりますので。私としては、坂本副会長はかなり考えておられると思います。まず、「相互にその特徴を理解し」、それから「地域社会を支えるパートナーであることを認め合い」とあるので、かなりここで対等性というのは考慮されたものだと思います。これはこれでいかせていただければ良いのですが。

挙手はとりませんが、他の方々もそんな感じで捉えておられるようですから、あえて「対等な立場」という言葉をいれなくてもよろしいと思いますが、どうでしょうか。

< E 委員 >

パートナーという言葉も条文には出ていないと思います。

< 社会長 >

確かに条文には出していませんが、これは素晴らしい言葉で、この中に入ることが適切な言葉だと思います。

< 渡辺副会長 >

山口市の場合は NPO も自治会も組織力としてはまだまだ弱いです。そのため「対等」となると、協働するときに、第一歩としてですが、行政側が NPO を育てるとか市民を育てるといふ思いで接してくれないということになるのですが、これははっきりいって甘えがあると思います。ですが、そのプロセスがないと、本当の意味での対等にはならないと思っています。

前回、市民会議が終わった後に何名かの委員が来られて、条文がカットされていたというようなお話をされたので、私も自分の中で整理して考えてみました。

E 委員のように、行政と正々堂々と、対等にやっていきたいという人ならいいと思うのですが、市民活動団体にはやはりまだ甘えがあると思います。行政との関係と例えば補助金をもらうこととか、そういう意識を持った人が多いと思います。本当に NPO はまだまだなんだと思います。

この間も市民活動団体の報告書などをチェックしに行ったさぼらんてのセンター長が愕然として帰ってきました。事務能力とか、組織力とか、期日を守るとか、その辺をもっときちんとしていかないと、対等とは言えないように思います。でも4年後とか5年後とかの見直しのときには入れていきたいなと思います。

< E 委員 >

だからこそ甘やかさないで、行政は NPO や市民に対しても、おかしいことはおかしいと、厳しく言っていていいと私は思っています。そんな風に言い合えるような行政と市民に早くなれたらいいと私は思います。

< 社会長 >

最初に言われたところは、検討させてください。

< B 委員 >

「社会貢献活動を行う団体」というのを「社会課題の解決を目指して活動する団体」に変えた方が良くという提案について、私も市民活動をしているのですが、社会課題の解決だけのために活動しているわけではありません。それもあります、自分の生きがいとか、楽しみという部分も含まれているので、その意味では社会貢献活動という大き

な枠でこの部分は書かせてもらったほうがいいのではないかなと思います。ちょうどその「条例の考え方」の上から2行目のところに、「生活者の視点を持つ「市民」の協力がなければ、地域社会における様々な課題を解決することはできません。」という文章もあるので、あえてまたここで言うこともないのではないかなと私は考えています。

< 社会長 >

もともと定義にある言葉を意識して使っているのですが、そちらも変更する可能性が出てきます。一般的には社会貢献活動であり、社会課題として存在するものばかりではないと思います。もっと良くなるために自分たちの活動をするというものもあると思います。課題となると、その地域の中でいろいろな問題点があるということですよね。課題という言葉を使うとメリハリが出て良いのですが、ここでは定義で使ってきた言葉を使っていて、NPO法でも社会貢献活動とはっきり謳われていますから、できたらこのままの方向でさせていただけるといいのですが。プロセス検討会議で検討させていただきたいと思います。決してその文言がおかしいということではないのですが、検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

< C委員 >

少し確認してもいいでしょうか。

条文がそのまま引用されているということですが、「条例の考え方」のところは「市民活動団体とは」となっていて、条文の定義は「市民活動」の説明になっています。団体をつけるのかつけないのか。前もそんな話になって、活動ということで団体を省いたような記憶があります。記憶違いでしたらすみません。それに付随して考えを表記されているのでしたら、「市民活動団体とは」は「市民活動とは」とした方がより社会貢献という幅広い表現になると思います。しかし「団体」とつけているので、団体なら社会課題の解決という意図を持って活動をすべきではないかということをお委員は言いたいのだと思います。B委員が言われる市民活動は個人も含んでいます。その部分の引用も踏まえての表記でしたら、二文字なのですが捉え方が違ってくるので、もう一度検討されてみてはいかがでしょうか。

< 社会長 >

それも含めて検討させていただきたいと思います。

「地域コミュニティ」と対応させるために「市民活動団体」という名称にしています。またここは、今回の条例素案の中で非常に大事にしている部分を書いています。地域コミュニティと市民活動団体に注目して、ここが盛り上がってほしいという私たちの思いからつくった条例素案ですから、そのあたりで団体の名称を使っています。

< 渡辺副会長 >

市民活動についてですが、山口市市民活動推進支援基本方針の「市民活動団体」の定

義は、「市民活動を組織的・継続的に行う団体」としています。この条例素案にある【条文の説明】は、それと合わせたものと思います。

<坂本副会長>

いま渡辺副会長がご指摘になったのは、【資料3】の10ページにあります。市民活動についての【条文の説明】で、「また、市民活動を組織的かつ継続的に行う団体を『市民活動団体』としています。」とありますね。

先ほど社会長からもお話がありました、4ページの「条例の考え方」の市民活動団体をこのようにしていますのは、地域コミュニティという言葉に水準を揃えているということです。地域コミュニティには、組織とか集団というものが含まれて考えられていますよね。このように水準を揃えた上で、そのあとの文章で、そういう団体に積極的に参加しましょうということを書いています。もちろん1人でする活動でもいいのですが、よりそういった団体に参加することによって深みが分かってくるというようなストーリーと言いますか、流れを作っております。そのため、自分で言っておきながらなんですが、確かに内容は市民活動の定義で、主語は市民活動団体となっています。そういった意味では、市民活動の定義とこの文章は完全に一致させる必要はないのかもしれませんが、一応そういう趣旨で、市民活動団体について書いています。そこはみなさんご了解いただけるのではないかと思います。

やはり社会貢献活動という言葉の意味するところは、要するに個人的な楽しみだけではないということにあります。「わたくし」の満足とかだけではないということです。それでは私的な団体であって、まちづくりのパートナーというには少し疑問符がつくという、そのぐらいの意味合いで社会貢献活動とおいています。E委員がおっしゃった、社会課題の解決を目指すというのももちろん重要な部分ではありますが、それは社会貢献活動という言葉に含まれるという感じで、私はイメージしてこの言葉をおいていました。課題解決ですが、「課題」というものをみなさんがどのようにお感じになるかということで、非常に深刻な問題を抱えていらっしゃる方に対して一生懸命サポートするという福祉的なものもあれば、市民の文化度を向上させようというような、文化度が低いのは課題だという認識を持っていれば課題なのかもしれませんが、そこまで切迫した問題なのかどうかと言われると恐らく水準が違うのではないかと思います。社会課題の解決というのはどちらかというと切迫した課題であるということのみなさんの認識が向くように思います。ですから私はこのくらいで良いかなということでおいています。

<社会長>

少し検討させてもらえますでしょうか。坂本副会長からこういう言葉を選んだ意味というものを大分説明してもらって、多少伝わったのではないかと思います、検討させてください。

他にご意見ございますでしょうか。「条例の考え方」にご意見が集中していますが、他に何かあればお願いします。

参考資料には委員の名前が出ています。

《意見なし》

<社会長>

ないようでしたら、提言書の内容に関してはもう一度検討して次回の会議で提案させていただきたいと思います。

【5 今後のスケジュールについて】

次に、提言書の提出についてお伝えします。9月29日（月）に渡辺市長に提言書を提出したいと考えています。これに関しては、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

今会長さんからおっしゃっていただきましたが、この提言書の提出につきましては、9月29日（月）の午後1時30分から、会場は市長応接室を予定しています。本来ならば委員のみなさんに出ていただければと思うのですが、会場の関係がございまして、提出に関しては会長さんと副会長さんをお願いしたいと考えています。

いま提言書の内容についてみなさんに協議していただいております。次回も協議いただいて素案を取りまとめられると思うのですが、この提言書を会長さんから市長にお渡しいただくかたちはどうかと考えております。以上です。

<社会長>

委員の全員が出席できればいいのですが、会場の広さがそれほどないようですので、私たちがさせていただきたいと思います。

それから今後のスケジュールですが、今回は提言書を取りまとめるということで、この条例素案をつくる最後の会議になります。もしお気づきのことであれば、内容に立ち入って抜本的に変えるようなことを出していただくと困るのですが、体裁を整えるとか、文言とか、こうした方が読みやすくなるといったことで何かお気づきでしたら、お早めに事務局に伝えてください。プロセス検討会議までには伝えていただきたいと思います。いまE委員がおっしゃった社会貢献活動についてのことも検討したいと思います。

今回は9月25日（木）午後6時30分から2時間程度を予定しています。これが提言書を取りまとめる最後の会議になります。

10月以降は条例素案に合わせたかたちで実施されることになる（仮称）協働推進プランについて意見を述べていくというかたちになると思います。したがって、今回は（仮称）協働推進プランについてみなさんのお知恵を貸していただいて、加わっていただけたらと思います。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

	<p>その他、ご質問とかご提案などございますか。</p> <p>《意見なし》</p> <p>【6 その他】</p> <p><社会長> 事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p><事務局> アンケートのお願い 駐車場について ISO14001取得に関する協力のお願いについて 質問や提案等の提出について</p> <p><社会長> では、本日の会議をこれで終了いたします。みなさんお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">署名委員 清水 春治</p> <p style="text-align: center;">署名委員 藏本 信江</p>
<p>会議資料</p>	<p>1 レジюме</p> <p>2 第17回プログラム（資料1）</p> <p>3 「(仮称) 山口市協働のまちづくり条例素案（最終案）」に対する意見及びこれに対する市民会議の考え方（案）（資料2）</p> <p>4 (仮称) 山口市まちづくり基本条例素案に関する提言書（案）（資料3）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当</p> <p>TEL 083-934-2965</p>